



# 山形県公報

平成25年4月26日(金)  
第2439号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                           |                     |        |
|---------------------------|---------------------|--------|
| ○生活保護法による指定介護機関の指定        | ..... (健康福祉企画課)     | ...575 |
| ○生活保護法による指定介護機関の変更の届出     | ..... (同)           | ...576 |
| ○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出     | ..... (同)           | ...577 |
| ○土地改良区の定款変更の認可            | ..... (村山総合支庁農村計画課) | ...同   |
| ○道路の区域の変更                 | ..... (置賜総合支庁建設総務課) | ...同   |
| ○同                        | ..... (同)           | ...578 |
| ○同                        | ..... (同)           | ...同   |
| ○県道の供用の開始                 | ..... (同)           | ...同   |
| ○同                        | ..... (同)           | ...579 |
| ○同                        | ..... (同)           | ...同   |
| ○建設業者に対する営業停止の処分          | ..... (庄内総合支庁建設総務課) | ...同   |
| ○市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧 | ..... (都市計画課)       | ...同   |
| ○同                        | ..... (同)           | ...580 |
| ○同                        | ..... (同)           | ...同   |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|                   |       |   |
|-------------------|-------|---|
| ○山形県教育委員会4月定例会の招集 | ..... | 同 |
|-------------------|-------|---|

### 公 告

|                                   |                     |        |
|-----------------------------------|---------------------|--------|
| ○行政書士法に基づく行政書士資格試験に係る指定試験機関の名称の変更 | ..... (市町村課)        | ...同   |
| ○大規模小売店舗の新設の届出                    | ..... (商業・まちづくり振興課) | ...581 |
| ○一般競争入札の公告                        | ..... (会計局)         | ...582 |
| ○同                                | ..... (同)           | ...584 |
| ○住民監査請求に係る監査結果                    | ..... (監査委員)        | ...585 |

## 告 示

### 山形県告示第448号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称        | 施設又は実施する事業の種類                                    | 指定介護機関の所在地       | 指定年月日      |
|------------------|--------------------------------------------------|------------------|------------|
| 訪問看護ステーションきらり    | 訪問看護<br>介護予防訪問看護                                 | 米沢市金池七丁目5番21号    | 平成25. 4. 1 |
| デイサービスセンターそれいゆ   | 介護予防通所介護                                         | 米沢市徳町225番地1      | 同          |
| 株式会社フロンティア 山形営業所 | 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売 | 山形市流通センター三丁目6番1号 | 同          |
| せんじゅ居宅介護支援事業所    | 居宅介護支援                                           | 山形市深町一丁目2番5号     | 同 4.10     |

#### 山形県告示第449号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 シェ・モア訪問介護サービス  
 酒田市緑町13番38号  
 (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地  |             | 変更年月日        |
|-------------|-------------|--------------|
| 変更前         | 変更後         |              |
| 酒田市緑町13番37号 | 酒田市緑町13番38号 | 平成22. 12. 22 |

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 酒田市地域包括支援センターはくちょう  
 酒田市緑町13番38号  
 (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地  |             | 変更年月日        |
|-------------|-------------|--------------|
| 変更前         | 変更後         |              |
| 酒田市緑町13番37号 | 酒田市緑町13番38号 | 平成22. 12. 22 |

**山形県告示第450号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称     | 施設又は実施する事業の種類                                    | 指定介護機関の所在地       | 廃止年月日       |
|---------------|--------------------------------------------------|------------------|-------------|
| ジャパンケア米沢      | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                                 | 米沢市大町五丁目3番46号    | 平成25. 3. 31 |
| 株式会社ハートウェル山形店 | 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売 | 山形市流通センター三丁目6番1号 | 同           |

**山形県告示第451号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
村山北部土地改良区
- 2 事務所の所在地  
尾花沢市大字尾花沢字南原1601-3
- 3 認可年月日  
平成25年4月17日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第452号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年4月26日から同年5月9日まで縦覧に供する。

平成25年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 米沢南陽白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長         |
|--------------------------------------|------|-------------------|-------------|
| 南陽市漆山字東大沢式3846番1から<br>同 字後連畑2519番1まで | 旧    | 22.0メートル<br>} 2.2 | 360<br>メートル |
| 同 上                                  | 新    | 22.0メートル<br>} 2.2 | 同 上         |

**山形県告示第453号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年4月26日から同年5月9日まで縦覧に供する。

平成25年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 広幡窪田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|------------------------------------|------|--------------------|---------|
| 米沢市窪田町小瀬字鎌倉下560番4から<br>同 字鯉免605番まで | 旧    | 16.8メートル<br>} 13.0 | 100メートル |
| 同 上                                | 新    | 20.0メートル<br>} 13.0 | 同 上     |

**山形県告示第454号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年4月26日から同年5月9日まで縦覧に供する。

平成25年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 関根刈安線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                           | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長       |
|-----------------------------------------------|------|-------------------|-----------|
| 米沢市大字三沢字片角沢24588番1から<br>同 万世町片子字田ノ入式24511番1まで | 旧    | 50.0メートル<br>} 7.5 | 1,770メートル |
| 同 上                                           | 新    | 46.0メートル<br>} 7.5 | 同 上       |

**山形県告示第455号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年4月26日から同年5月9日まで縦覧に供する。

平成25年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢南陽白鷹線
- 2 供用開始の区間 南陽市漆山字東大沢式3846番1から  
同 字後連畑2519番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年4月26日

**山形県告示第456号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年4月26日から同年5月9日まで縦覧に供する。

平成25年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 広幡窪田線
- 2 供用開始の区間 米沢市窪田町小瀬字鎌倉下560番4から  
同 字鯨免605番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年4月26日

**山形県告示第457号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年4月26日から同年5月9日まで縦覧に供する。

平成25年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 関根刈安線
- 2 供用開始の区間 米沢市大字三沢字片角沢24588番1から  
同 万世町片子字田ノ入式24511番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年4月26日

**山形県告示第458号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成25年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 処分をした年月日  
平成25年4月17日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号 株式会社菅原工務所
  - (2) 主たる営業所の所在地 酒田市東栄町12番44号
  - (3) 代表者の氏名 菅原 靖
  - (4) 許可番号 山形県知事許可（般・特-23）第700159号

**3 処分の内容**

土木工事業に関する営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事に係るものについて、平成25年5月7日から同月13日までの7日間の営業の停止

**4 処分の原因となった事実**

山形県が発注した工事に関し、株式会社菅原工務所の社員が刑法（明治40年法律第45号）第211条第1項の規定により禁錮1年6月の刑に処せられたことは、建設業法第28条第1項第1号に該当する。

**山形県告示第459号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類

鶴岡都市計画用途地域

2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

山形県告示第460号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年 4 月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更に係る都市計画の種類

鶴岡都市計画特別用途地区

2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

山形県告示第461号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年 4 月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更に係る都市計画の種類

鶴岡都市計画高度地区

2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第9号

山形県教育委員会 4 月定例会を次のとおり招集した。

平成25年 4 月26日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

1 招集の日時 平成25年 4 月26日（金） 午後 2 時30分

2 招集の場所 山形市松波二丁目 8 番 1 号  
山形県庁舎1001会議室

3 議 題

- (1) 山形県特別支援学校再編・整備計画について
- (2) 平成25年度山形県教科用図書選定審議会委員の委嘱（任命）について
- (3) 山形県産業教育審議会委員の委嘱（任命）について

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の4第2項の規定により、次のとおり指定試験機関の名称を変更する旨の届出があった。

平成25年 4 月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地  
財団法人行政書士試験研究センター  
東京都千代田区一番町25番地
- 2 変更前の指定試験機関の名称  
財団法人行政書士試験研究センター
- 3 変更後の指定試験機関の名称  
一般財団法人行政書士試験研究センター
- 4 変更しようとする年月日  
平成25年4月1日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成25年8月26日まで縦覧に供する。

平成25年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）イオンモール天童  
天童市芳賀土地区画整理事業34街区
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役 岡崎双一
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役 梅本和典  
その他未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年12月12日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
31,171平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 2,215台
  - (2) 駐輪場の収容台数 328台
  - (3) 荷さばき施設の面積 416平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 181立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前7時  
閉店時刻 翌日の午前0時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から翌日の午前0時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
7か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 8 届出年月日  
平成25年4月11日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年8月26日までに知事に提出することができ

る。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ロータリ除雪車及び小形除雪車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成25年5月21日（火） 午後2時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量

- イ ロータリ除雪車2.6メートル級 2台
- ロ ロータリ除雪車2.2メートル級（スイングオーガ装置付き） 2台
- ハ ロータリ除雪車2.2メートル級（後輪ダブルタイヤ） 4台
- ニ ロータリ除雪車2.2メートル級 3台
- ホ 小形除雪車1.3メートル級 3台
- ヘ 小形除雪車1.0メートル級 8台

- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

- (3) 納入期限 平成25年11月15日（金）

- (4) 納入場所 入札説明書による。

- (5) 最初の契約に係る入札公告日 平成25年3月29日

- (6) 入札方法 (1)のイからへまでごとの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け県公報第2419号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。

- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 2の(1)のイからへまでごとに山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成25年5月8日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
- ①2.6meters Rotary Snow Remover Quantity: 2
- ②2.2meters Rotary Snow Remover (Snow Bank Clearing Auger Device) Quantity: 2
- ③2.2meters Rotary Snow Remover (Rear Twin Wheels) Quantity: 4
- ④2.2meters Rotary Snow Remover Quantity: 3
- ⑤1.3meters Compact Snow Remover Quantity: 3
- ⑥1.0meters Compact Snow Remover Quantity: 8
- (2) Time limit for tender: 2:00 P. M. May 21, 2013
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2723

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、凍結防止剤散布車及び除雪トラックの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成25年6月6日（木） 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量

- イ 凍結防止剤散布車 11台
- ロ 除雪トラック 1台

- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

- (3) 納入期限

- イ (1)のイに係るもの 平成25年11月20日（水）
- ロ (1)のロに係るもの 平成25年12月25日（水）

- (4) 納入場所 入札説明書による。

- (5) 入札方法 (1)のイ及びロごとの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け県公報第2419号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規

則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

2の(1)のイ及びロごとに山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書(以下「応札物品仕様書」という。)を平成25年5月22日(水)午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例(昭和39年3月県条例第6号)第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

①Truck Mounted Material Spreader Quantity: 11

②Deicing Truck Quantity: 1

(2) Time limit for tender: 10:00 A.M. June 6, 2013

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2723

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成25年4月26日

山形県監査委員 会 田 稔 夫  
山形県監査委員 加 藤 香

第1 請求の受付

1 請求人

山形市相生町5番25号

弁護士法人あかつき佐藤欣哉法律事務所気付

市民オンブズマン山形県会議 代表者 高 橋 敬 一

同 渡 邊 寛

米沢市中央四丁目3番17号 高 橋 敬 一

山形市大字門伝4158番地 渡 邊 寛

2 請求書の提出

平成25年2月22日

3 請求の内容(措置請求書の原文に即して記載した。)

(1) 措置の要求

山形県知事が山形県議会議員に対して、平成23年度において交付した政務調査費のうち、別紙星川純一にかかる「違法・不当支出一覧表」中の「支出額」について返還請求権の行使をしないことは、財産管理を不当に怠るものであるから、地方自治法第242条第1項に基づき、監査委員が山形県知事に対し、その行使をするよう勧告することを請求する。

(2) 請求の理由（違法・不当な行為）

ア 山形県議会議員は、平成23年度において、月額金28万円の政務調査費の交付を受けている。

イ その政務調査費は、改正前地方自治法第100条第14項の「その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」との定めを受けて、「山形県政務調査費の交付に関する条例」に基づき、山形県議会議員に交付されているものである。

従って、県議会議員のその交付金の使途は、「県政に関する」調査研究に資するために必要な経費の目的に限定されることになる。

ウ 添付した事実証明書では、県議会議員星川純一にかかる違法・不当と判断される件数、支出及びその内容を記載している。これらの支出は、政務調査の調査研究費として支出されているが、あまりに頻繁であり、また、それぞれの支出内容からは、県政に関する調査研究、政策立案の一層の充実を図るという政務調査費制度の趣旨との関連性が不明確であることから、政務調査のための支出とは認めがたいものである。したがって、これらの支出は、目的外の支出として、返還を請求すべき金額というべきである。

なお、県議会議員に対する政務調査費全体の支出件数は膨大であり、全体の分析には相当の時間が必要であることから、本措置請求では、星川純一議員の調査研究費に絞って分析検討したものであって、他の議員の政務調査費としての支出及び星川純一議員の調査研究費以外の費目に関する支出に問題がないとしているものではない。ぜひ、監査委員の自発的な監査を望む。

エ 山形県議会では、この政務調査費の使途に関して、一定の基準（条例施行規程及びその規定内容を具体化した「山形県政務調査費の取扱いに対する要領」並びに「使途基準運用の目安」）を策定し、最近の改訂もあり、これらの運用基準に従っているかどうかを厳密に判断することは当然であるが、仮にたとえ、外形的には基準に適合しているとしても、実質的内容で判断すべきであり、その使途の外形のみで、合法・違法や当・不当の判断がなされるべきものではないことを念のため付言する。

(別紙)

2011年（平成23年）山形県議会政務調査費違法・不当支出一覧表

| 議員名  | 件数  | 支出額      |
|------|-----|----------|
| 星川純一 | 125 | ¥508,864 |

4 監査委員の除斥

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により、平成25年3月19日に辞任した船山現人委員及び広谷五郎左エ門委員並びに平成25年3月20日に就任した坂本貴美雄委員及び児玉太委員は除斥とした。

5 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に定める要件を具備していると認め、平成25年2月26日に受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成23年度に山形県議会議員星川純一（以下「議員」という。）に交付された政務調査費の調査研究費のうち請求人から請求のあった支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるか否か、また、知事が返還請求権を行使しないことが財産の管理を怠る事実当たるか否かを監査対象事項とした。

2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成25年3月8日、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

証拠の提出及び陳述には、請求人の市民オンブズマン山形県会議の代表である高橋敬一並びに代理人である佐藤欣哉及び田中暁の3名が出席した。

新たな証拠の提出はなかった。

陳述における請求人の主張の要旨は次のとおりであった。

- (1) 議会事務局職員との政務調査活動の打合せを、政務調査活動とすることには問題がある。
- (2) 平成24年12月の条例改正により、陳情要請活動や住民相談活動にまで政務活動費の対象範囲が拡大されたことからすれば、住民からの陳情に基づいた活動のための交通費を政務調査費として支出することは認められない。
- (3) 介護老人施設に対する節電依頼や節電状況調査、行楽地の節電調査や客足・動向調査等は本来行政が行うべきものであり、また、これらの活動が議会においてどのように活かされているのか不明であり、これらの依頼や調査が真実なされていたか判断できないことから、政務調査費としての支出は認められない。
- (4) 議会活動そのもののようなものがあり、議会等から「費用弁償」されていないか点検すべきである。
- (5) 国政に関するものと評価するほかないもの、個人の政治的思想信条に基づく活動と評価するしかないもの、そもそも県政とは関連性がない活動と評価するしかないものが存在しており、これら県政とは直接関連しない私人としての活動は、政務調査費の対象とはならない。
- (6) 自家用車を利用した出張が他の議員に比べて非常に多い傾向にあり、本当に自家用車を利用した出張があったのかどうか、客観的な資料確認が必要である。

### 3 監査方針

請求人から請求のあった支出が、違法又は不当な政務調査費の支出に当たるか否かを判断するため、根拠となっている山形県政務調査費の交付に関する条例、山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程、山形県政務調査費の取扱いに関する要領及び政務調査費の手引（平成20年3月作成及び平成23年10月改訂版）に基づいて、適正に支出されているか並びに調査研究活動の実質を有しているかの観点から監査を行った。

### 4 監査対象部局

監査対象部局を、政務調査費の支出事務を担当している山形県議会事務局（以下「議会事務局」という。）とした。

## 第3 監査の結果

### 1 事実証明書の検証

請求人が違法又は不当の具体的内容としている事実証明書について、その内容の検証を行った。

議会事務局に対する監査において、すべての案件について収支報告書原本との突合を行うとともに、内容確認の状況を聴取した結果、事実証明書において、請求人の錯誤又は摘示誤りはなかった。

なお、事実証明書に「領収書添付票に記載」とあったものについては、収支報告書の領収書添付票により内容の確認を行った。

### 2 監査対象部局に対する監査

議会事務局の関係職員に対して、政務調査費制度及び政務調査費のチェック体制について聴取した。

また、平成23年度政務調査費のうち、請求人から請求のあった支出に係る収支報告書の原本を確認するとともに、記載内容が一部不十分なものについては、議会事務局に対し再確認を求めた。併せて、請求人の主張に係る議会事務局の見解を聴取した。

その内容は、以下のとおりである。

#### (1) 政務調査費制度の概要

ア 法第100条第14項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定している。

イ 山形県では、平成13年3月に山形県政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月県条例第4号。以下「条例」という。）及び山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年3月県議会告示第2号。以下「規程」という。）を制定し、政務調査費制度の運用を開始した。

ウ その後、その用途や情報公開のあり方に関する県民の関心の高まりなど、条例制定後の社会情勢の変化等を踏まえ、平成20年3月に条例を改正して収支報告書への領収書その他証拠書類の写しの添付を義務付けるとともに、用途基準の明確化のため山形県政務調査費の取扱いに関する要領（以下「要領」という。）を制定した。

エ また、平成20年3月、条例、規程及び要領で定めた事務処理方法、用途基準、各種様式を網羅し、政務調査費の用途などについて、その適否を具体的に判断する際の拠り所として政務調査費の手引（以下「手引」という。）を決定した。

オ その後も、政務調査費制度の運用のあり方について随時課題の検討を行っており、平成23年度においては、使途基準や支払証明書の記載についてより明確な運用が行われるよう手引の見直しを行い、平成23年10月交付分から適用している。

平成24年度においては、事務費に関する運用の目安について見直すとともに、収支報告書作成の際に参考となる事例集が手引に追加され、平成24年4月交付分から適用している。

カ 平成24年9月に、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改める法改正が行われ、平成25年3月1日に施行されている。

この法改正に伴い、条例が平成24年12月に改正されるとともに、関係規程及び手引の見直しが行われ、平成25年4月より政務活動費として運用されている。

(2) 政務調査費（議員に係るもの）に係る支出手続き

ア 議員に対して交付すべき政務調査費の額は、1月当たり28万円である。（条例第3条の2）

イ 知事は、四半期ごとに、議員からの請求に基づき交付する。（条例第7条）

ウ 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費に係る収支報告書を翌年度の4月30日まで議長に提出しなければならない。（条例第10条第2項）

エ 収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し等を添付しなければならない。（条例第10条第5項）

オ 議員は、交付を受けた額に残余がある場合は、県に返還しなければならない。（条例第12条）

カ 議長は、議員から提出された収支報告書を5年間保存しなければならない。（条例第13条）

キ 何人も収支報告書の閲覧を請求することができる。（条例第14条）

(3) 監査対象支出に係る使途基準等

ア 政務調査費の使途基準は規程で定められており、調査研究費については、「県の事務及び地方行政に関し会派又は議員が行う調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）」と規定している。

イ 交通費は、要領及び手引により実費とするが、自家用車を利用した場合は燃料費等を厳密に算出することは困難なことから、「県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号）の、自家用車を利用して旅行する県職員に支給される車賃の額（37円/km）を基準とする」と規定している。

ウ 収支報告書に添付する領収書等が取得できない場合は、支払証明書を作成し添付しなければならないが、支払証明書によることができる場合として、「自家用車利用による交通費」、「自動販売機で購入した切符代等、通常は領収書が発行されないもの」等が手引に例示されている。

エ 平成23年10月交付分より、支払証明書の様式、記載内容が見直され、面談の場合の相手方及び場所の記載が新たに必須とされた。

(4) 議会事務局によるチェック体制

ア 条例第11条では「議長は、政務調査費の適正な使用を期するため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じて調査を行うものとし、その結果必要があると認めるときは、会派及び議員に対し必要な措置を講ずるよう求めることができる。」と規定している。

イ 議会事務局においては、この規定に基づき、収支報告書及び領収書等の添付書類の内容が使途基準に適合するかなどチェックを行っている。

支払証明書については、領収書等が取得できない場合として適当か、自家用車利用の車賃の計算に誤りがないかをチェックするとともに、平成23年10月以降分については、面談の有無、相手等についても確認している。

ウ 必要に応じて議員に確認を求め、適宜、加筆・修正を依頼し、その結果改めて提出された内容については、再度確認を行うなど適正なチェックに努めている。

なお、十分なチェック時間を確保できるよう、平成20年4月からは、収支報告書の四半期ごとの提出を可能とし、その都度チェックを行っている。

また、チェック作業も担当職員だけではなく、議会事務局次長以下の職員によるサポート体制を整えながら実施している。

(5) 請求人の主張に係る議会事務局の見解

ア 議会事務局としては、政務調査費の支出について前述のとおり適正にチェックを行っている。また、議員に確認する場合においては、平成22年3月23日最高裁判決における、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があるこ

とも確かである。」との判示等も勘案している。

イ 請求人が陳述において個別に摘示した支出については、次のとおり判断している。

(7) 議会事務局職員との政務調査活動に関する打合せ

政務調査費制度の内容についての調査活動や意見交換が行われている場合、県政課題等に関連するものとして調査研究費から支出できる。

(4) 条例改正前の住民からの陳情に基づいた活動

住民からの陳情に基づいた活動の場合であっても、県政課題等に関連する調査活動や意見交換が行われている場合は、調査研究費から支出できる。

(ウ) 本来行政が行うべき調査等であって、かつ議会で活かされているか不明

議員の調査活動は多岐にわたるものであり、議員の自主性を尊重するのが制度の趣旨である。

また、議員は各種の調査内容を参考としながら、議会での質疑や提言に反映しているものであり、摘示のあった調査は調査研究費から支出できる。

(エ) 議会からの費用弁償の支給

全ての議員について、収支報告書の支出内容と議会からの費用弁償との重複がないことを確認しており、二重支出はない。

(オ) 県政とは直接関連しない私人としての活動

議員の調査活動は多岐にわたるものであり、議員の合理的な判断のもとに、県政課題等に関連する調査研究がなされているものと考えられ、摘示のあった活動は調査研究費から支出できる。

ウ 前記ア及びイを踏まえたうえ、請求人が事実証明書において摘示している全ての支出について確認したところ、いずれも使途基準に適合し、調査研究費として適正に支出されたものであると判断している。

### 3 判 断

#### (1) 請求人の主張

請求人の主張を整理すると、自家用車利用による支出があまりに頻繁であること、及びその支出内容と政務調査費制度の趣旨との関連性が不明確であることから、125件の支出を目的外支出とするものである。

このうち、陳述において、53件の支出を抽出し、支出を認められないとする個別の理由として、①議会事務局職員との政務調査活動に関する打合せ、②条例改正前の住民からの陳情に基づいた活動、③本来行政が行うべき調査等であって、かつ議会で活かされているか不明、④議会からの費用弁償の支給、⑤県政とは直接関連しない私人としての活動の5項目に類型、摘示している。

#### (2) 判 断

ア 監査方針に従い、条例等に基づき適正に支出されているか、調査研究活動の実質を有しているか判断を行う。

イ この場合、請求人が支出を認められない個別の理由として摘示した5項目のうち、議会からの費用弁償の支給についてはその事実は認められず、他の4項目については議会事務局の見解を妥当なものと判断する。

ウ このことを踏まえ、請求人が摘示した125件の支出全てについて、収支報告書の記載内容が使途基準の構成要件を充たしているか、かつ、その記載内容から県政課題等との関連性を推認できるかを確認した。

その際、収支報告書について、記載内容の一部不十分なものがあったことから、議会事務局に対して再確認を求めた。

収支報告書の記載内容及び議会事務局による精査の結果から、いずれも使途基準に基づき適正に支出されており、かつ実質的に調査研究活動が行われていると思料される。

### 4 結 論

以上のことから、本件請求については、政務調査費に違法又は不当な支出があったとは言えず、また、知事が財産の管理を怠った事実も認められないことから棄却する。

#### 参考とした判例

【平成22年3月23日／最高裁判所第三小法廷／判決／平成21年（行ヒ）第214号】

- ・ 議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである。

平成25年4月26日印刷  
平成25年4月26日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056